

# 今からやろう

「森を守ろう」 Let's protect a forest  
「木を使おう」 Let's use the trees  
「森と暮らそう」 Let's live with the forest  
「人を育てよう」 Let's bring up a person

つやまの未来を見据えた森づくり

## 津山市森づくり基本計画



岡山県津山市



## ■はじめに

森は良質な「空気」や「水」を生み出す源であり、人々の暮らしを支えるとともに、動植物を育てています。本市において7割の面積を占める森林もまた、きれいな空気を生み出すとともに豊富な水を湛え、せせらぎは吉井川となって下流域を潤します。

私たちの暮らしと切り離せない、生命の源ともいえるこの森林を保全するため、本市では、平成24年9月に「津山市森づくり条例」を制定し、このたび、「津山市森づくり基本計画」を策定しました。

この計画では「未来を見据えた森づくり」を推進するため、森の恵みを再認識するとともに、市はもちろんのこと森林組合、森林所有者などの責務や役割を明確にし、森づくりの計画的な推進を記しています。

現在の林業を取り巻く環境は、木材価格の長期低迷、採算性の悪化、偏った齢級構成と間伐等の手入れの遅れなど多くの課題を抱え、経営が成り立ちにくい状況になっています。そんな中、森林の果たす様々な公益的機能の確保のためにも、「源流域自治体」が一体となった、継続的な森林の保全管理・林業振興が必要であります。そのためにも、この計画がその道標となり、「住んで良かった」と思っていただけ、豊かで住みよい地域の実現につながることを期待しております。

計画の推進にあたっては、市民の皆様や森林所有者、関係の皆様との連携、そして積極的な参画は不可欠ですので、より一層の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、ご挨拶いたします。



平成27年7月

津山市長 宮地 昭 範



## ◆目次

序章	基本計画策定の主旨	・・・P 1
	森づくり条例・森づくり基本計画の位置づけ	・・・P 2
第1章	津山市の森林及び林産業の概要	・・・P 3
第2章	森づくりの目指す方向（将来像）	・・・P 5
第3章	津山市の森づくり基本計画	・・・P 10
I	森林の持つ多面的機能の持続的発揮と長期展望に立った森づくり	・・・P 12
II	林業・木材関連産業の発展と木材の循環利用の促進	・・・P 17
III	地域の暮らしと一体となった森づくり	・・・P 22
IV	森づくりを担う人材育成の推進	・・・P 24
第4章	計画の推進に向けて	・・・P 25
I	推進体制	
II	情報の発信	
資料編		
	・津山市森づくり条例	・・・P 27
	・津山市森づくり委員会規則	・・・P 30
	・津山市森づくり委員会名簿	・・・P 31
	・つやまの森林マップ	・・・P 32
	・森林所有形態別位置図	・・・P 33
	・スギ・ヒノキ分布図	・・・P 34

## ■ 基本計画策定の趣旨

津山市は、岡山県の北東部に位置し、北は中国山地、南は吉備高原に接する地域で、総面積（50,636ha）の7割を占める森林（35,416ha）は、吉井川流域の重要な水源地となっております。

津山市の森林のうち、61%がスギ、ヒノキなどの人工林で、中でもヒノキの植栽率は高く、「美作桧」としてブランド化されております。

しかしながら、山間地域の過疎化、高齢化等の進行や、林産物の供給などを通じて森林を支えてきた林業及び木材関連産業の低迷により、森林が放置され、荒廃が進む事態が生じております。

森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるためには、津山市及び森林組合、森林所有者等の役割を明確にしながら、森づくりに関する施策やその取組を総合的かつ計画的に実施することで、先人が木を植え、育て上げて、私たちに託した豊かな森林環境、森林資源を次世代に引き継ぎ、豊かで住み良い地域づくりを進める必要があります。

「津山市森づくり基本計画」は、平成24年9月に制定した「津山市森づくり条例」に基づいて、森林の総合的施策が展開されるよう基本を定めるもので、平成27年度から平成36年度までの10ヶ年計画です



阿波地域の市有林

## ■ 森づくり条例・森づくり基本計画の位置づけ

津山市森づくり条例は、2つの基本理念に基づき、森づくりを推進するため平成24年9月に制定したものです。

森林の有する多面的機能が発揮されるよう、関係者の連携及び協力のもと、  
「継続した森づくりの推進」



森林が市民共有の財産であることを認識し、長期的な展望にたった、  
「地域の特性に応じた森づくりの推進」

森づくり条例

平成24年9月制定

森づくりの基本理念を定め、長期的な展望に立ち、市や森林所有者等の責務、役割を明確にし、市民一人ひとりが森づくりに取り組むことを目指した条例

具体化

森づくり基本計画

(条例第10条関係)

平成27年策定(平成27年～平成36年)

森づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画

連携  
調整

関連する計画等

津山市地域新エネルギービジョン(H22.2～)

津山市森林整備計画(H25.4.1～H35.3.31)

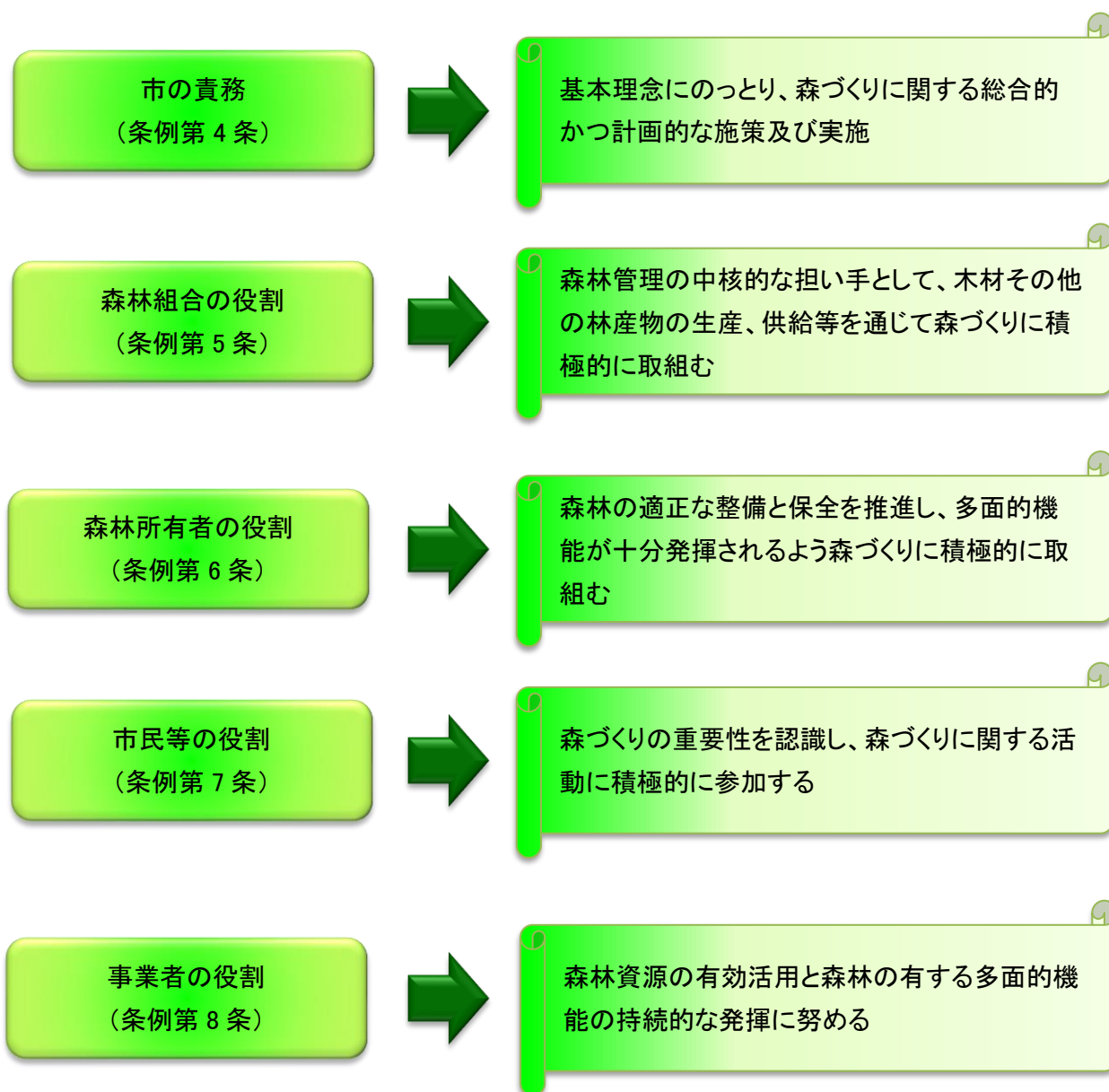
公共建築物等における県産材の利用促進に関する方針(H24.4.1～)

津山市総合計画

第4次総合計画(後期) 第5次総合計画「H28～」

地域の特性を活かしながら、津山市が目指す将来像を実現するための計画

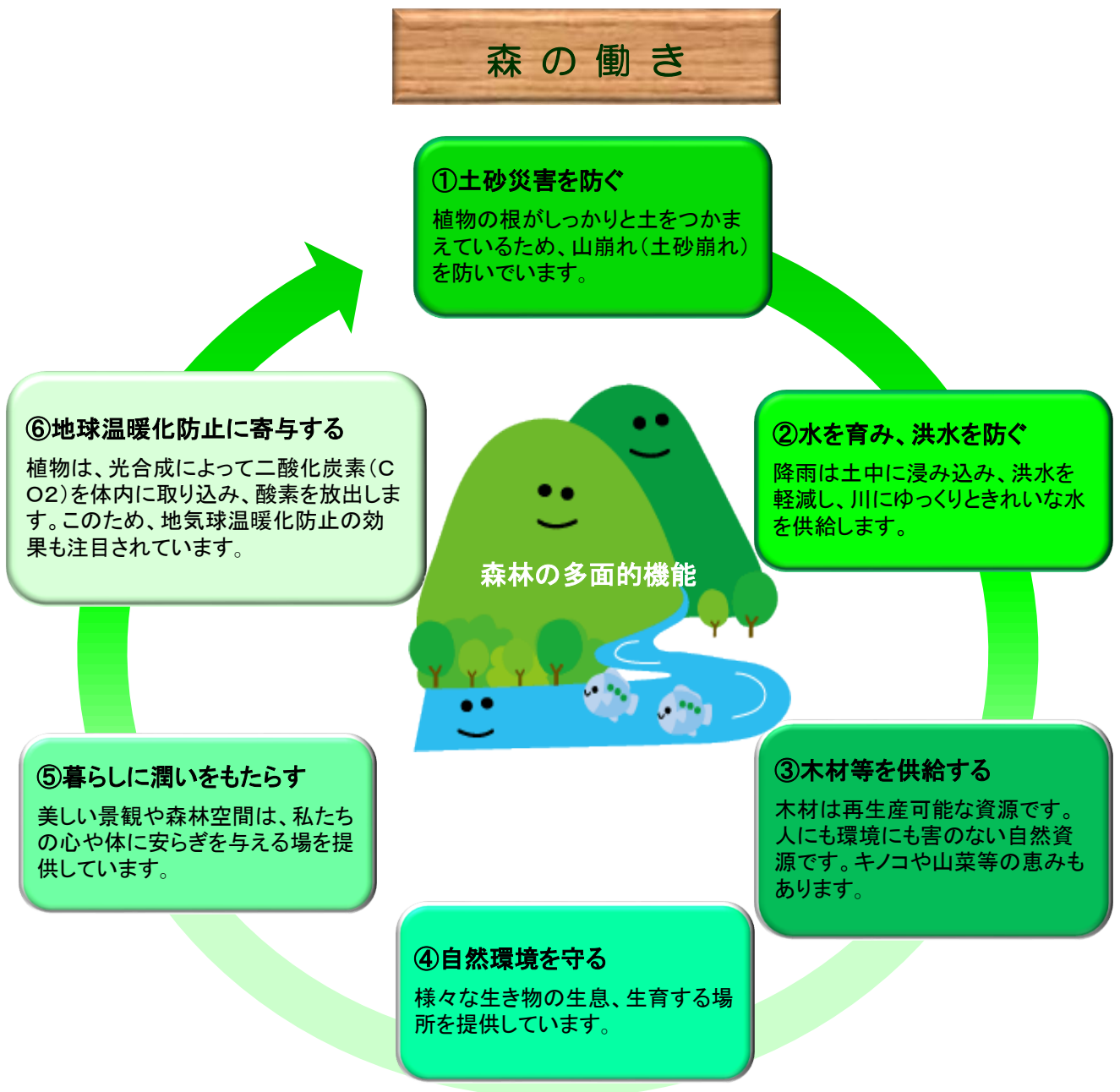
## 責務と役割





◆森林のさまざまな働きに対する社会の期待は大きくなっています。

- |            |           |
|------------|-----------|
| ①国土の保全     | ④自然環境の保全  |
| ②水源の涵養     | ⑤公衆の保健休養  |
| ③木材等林産物の生産 | ⑥地球温暖化の防止 |

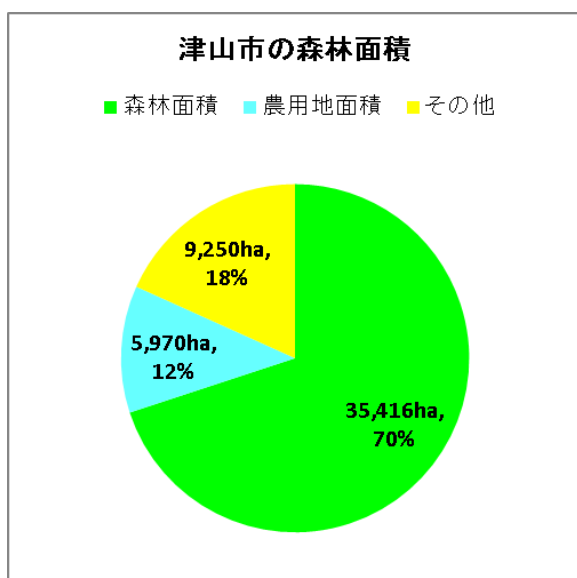


## ■第1章 津山市の森林及び林産業の概況

### ◆森林の現況

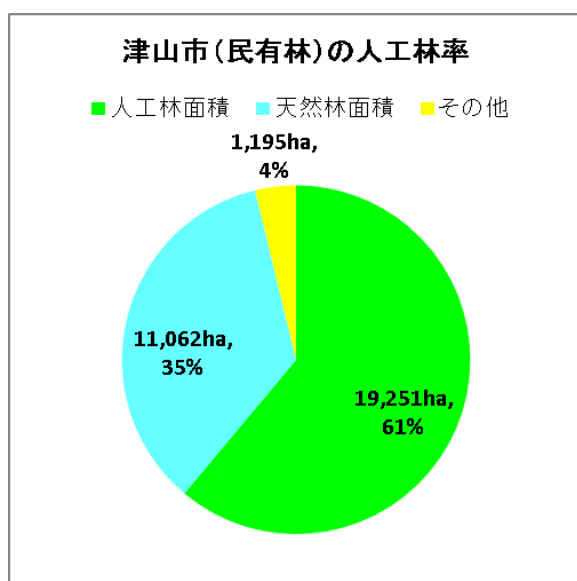
#### ◆森林が大きな面積を占めています。

(資料:平成25年岡山県森林・林業統計、平成25年岡山県農林水産統計年報)

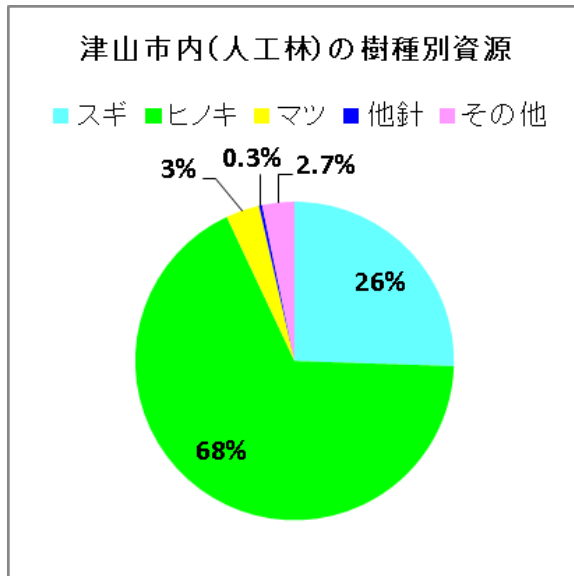


津山市面積	50,636ha
森林面積	35,416ha
(内民有林)	31,508ha
農用地面積	5,970ha
その他	9,250ha

#### ◆民有林の6割が人工林です。



民有林 31,508haの内	
人工林面積	19,251ha
天然林面積	11,062ha
その他	1,195ha

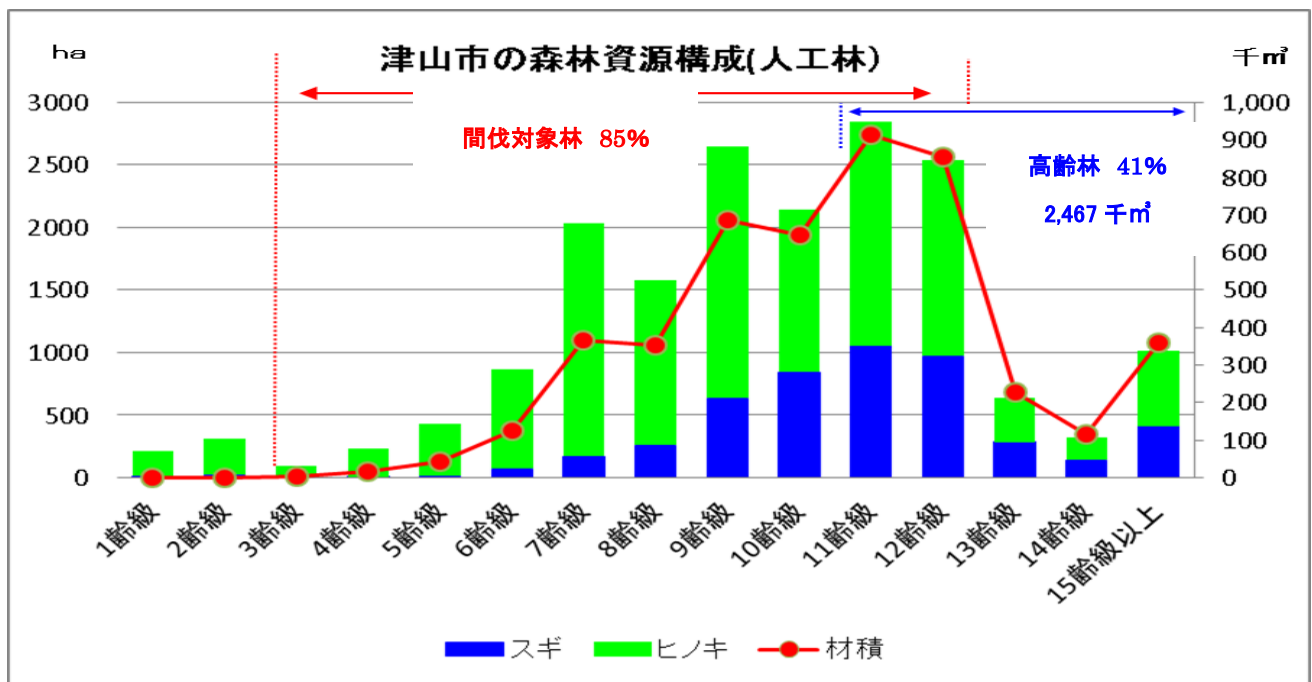


樹種別資源(人工林)	
スギ	4,912ha
ヒノキ	12,990ha
マツ	659ha
他針	61ha
その他	629ha
計	19,251ha

間伐対象林の3齢級～12齢級（補助対象）が人工林全体の85%を占めています。

また、建築用材として利用できる高齢林（50年生以上）が41%（2,467千 $m^3$ ）で、これは津山市内の年間木材消費量（注1）の約4.2倍であり、資源としては充実しています。

しかし、このまま推移すると高齢林が急増し、森林の荒廃にもつながり資源の循環利用も懸念されます。



※年齢級とは林齢を一定の幅にくつたもので、一般には5年をひとくりとしています。

※林齢1～5年生までを1齢級、6～10年生までを2齢級、以下3齢級、4齢級・・・と称しています。

※全国の木材需要量 70,633 千 $m^3$ /日本人口 1 億 2,710 万人=0.56  $m^3$ /1 人当たり年間消費量(H24 年木材需要の動向)

(注1):津山市内の年間木材消費量=0.56  $m^3$ ×津山市人口 105,000 人=58,800  $m^3$

## ◆自然豊かな天然林や、すぐれた景観があります。



阿波森林公園



横野の滝

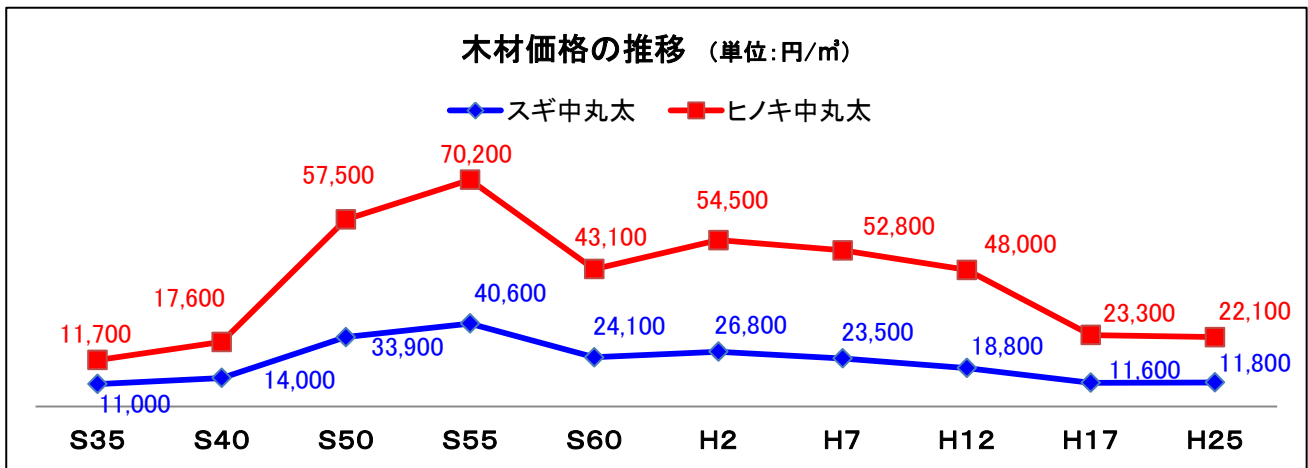
## ◆林業活動は停滞しています。

木材価格は、産地国の輸出規制で高騰をみた昭和 55 年以降は低調に推移し、昭和 60 年代から平成 2 年までは住宅着工数の伸びにより持ち直したものの、その後住宅様式の変化等により下降を続け、長期にわたる「価格の低迷」により林業活動は停滞しています。

その他にも担い手の減少、林業従事者の高齢化、産業構造や生活様式の変化など様々な理由が挙げられます。

	S35	S40	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H25
スギ	11,000	14,000	33,900	40,600	24,100	26,800	23,500	18,800	11,600	11,800
ヒノキ	11,700	17,600	57,500	70,200	43,100	54,500	52,800	48,000	23,300	22,100

※昭和 55 年と比較して、スギ、ヒノキともに3割程度まで下落している。



資料:農林水産省大臣官房統計部「木材価格」

## ◆高齢化等で地域社会の維持が難しくなっています

◆林業の低迷で、地域の経済活力が低下しています。

◆森林の持つ公益的機能の低下が懸念されます。

## ◆ 木材産業の現状

県内の木材産業の主体は製材業であるが、住宅着工数の減少による需要減に加え、柱、梁、土台への集成材使用の拡大、製品価格の低迷などにより事業所が年々減少しており、平成 22 年の製材工場数は 98 工場（津山市内 17 工場）で、昭和 40 年代の 2 割程度となっています。

近年、住宅建築の洋風化や機械プレカット化の進展に伴い、寸法精度や強度が優れ、品質の安定した乾燥材や集成材の需要が増えてきています。

岡山県では木材乾燥を推進しており、平成 22 年における国産材製材品の乾燥率は、39.8%となっています。（岡山県林政課調）

### ▼製材業

平成 22 年の製材工場数は 98 工場（対前年 7 工場減）で、昭和 40 年の 391 工場に比べ 25%まで減少しています。（平成 23 年の製材工場数 92 工場）

### ▼集成材加工業

平成 23 年の県内の集成材メーカーは 2 社 1 組合（津山市 1 社 1 組合、真庭市 1 社）で平成 23 年度の生産量は 385 千 m<sup>3</sup>であります。（岡山県林政課調）

昭和 63 年に設立された津山国産材加工協同組合では、台形集成材製品を通じて間伐材の有効利用に取り組んでいます。

### ▼プレカット部材加工業

平成 23 年の県内のプレカット部材加工メーカー数は 13 社 2 組合（岡山市 6 工場、倉敷市 2 工場、玉野市 1 工場、津山市 1 工場、井原市 1 工場、真庭市 1 工場、美咲町 1 工場、奈義町 1 工場）があります。（岡山県林政課調）

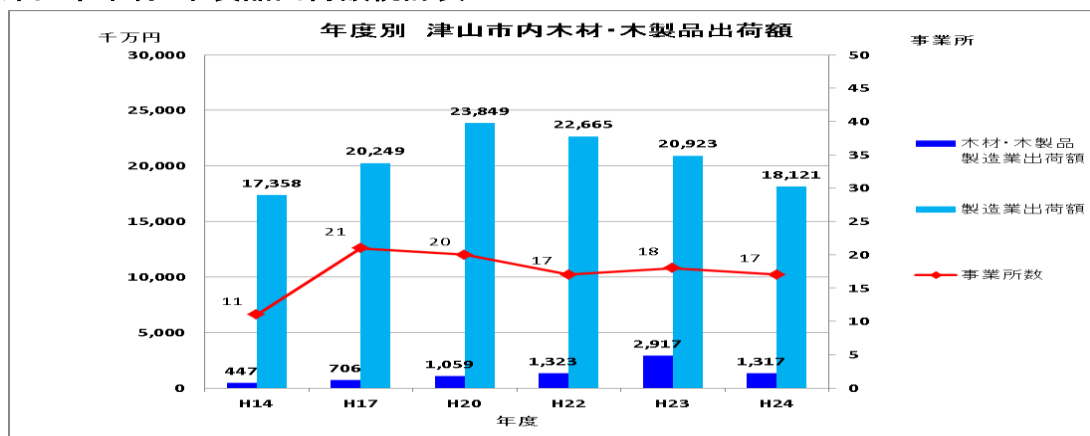
木造住宅建築においては、刻み加工する熟練技能者の不足や、労働作業の軽減、現場工程の効率化、工期の短縮化を背景として、今後ますますプレカット加工の需要が増大する傾向にあります。

### ▼JAS認定工場

製材品等のJAS（日本農林規格）は、寸法、乾燥、強度等品質に関する規定を定めています。

近年、優良な木造建築を推進するためには、木材の品質保証が必要不可欠で、JAS製品の普及が一層重要になってきています。 ※ 県内のJAS認定工場数は、21 社（津山市内：6 社）です。

## ◆ 津山市木材・木製品出荷額統計表



・産業経済省「工業統計調査」

・「H23 工業統計調査」は H24 経済センサス活動調査の中の製造業に関する調査事項にて把握

・H14 市町村合併前、H17 以降は合併後データ

・事業所数：従業員が 4 名以上の事業所

## ■第2章 森づくりの目指す方向(将来像)

人々の暮らしと切り離せない森林の恵みや、私たちが忘れかけてきた森林をいつくしむ心を再認識し、森林の有する多面的機能を高度に発揮させ、この森を次世代に継承して住み良い地域をつくります。

- 豊かな自然環境と調和した文化の中で、人々の暮らしが営まれていきます。
- 豊かな自然環境を活用し、地域の活力につなげていきます。
- 森林資源を持続的に循環利用し、林業・木材産業が地域経済を支えていきます。
- 自然豊かな森林空間は人との交流を創出し、歴史と文化を築いていきます。
- 森林資源を活用した新エネルギーの効果的な利活用をしていきます。
- 源流域の豊かな森づくりを通じて、流域の環境保全等に寄与していきます。



大ヶ山展望台より

## ■第3章 津山市の森づくり基本計画(10年間)

### これからの森づくり

津山市の森林面積は35,416haで、国有林3,862ha、民有林31,508haとなっています。

民有林のうち、ヒノキを主体とした人工林の面積は19,251haで人工林率は61%となっています。人工林を林齢別にみると保育が必要とされる35年生以下が4,186ha、36年生から45年生は4,226haとなっています。市内におけるスギ・ヒノキの植栽面積は年々減少しており、今後、津山市の森林は、高齢林が多くなることが予想されます。健全な森林を育成するためには、36年生から45年生、さらには46年生以上も含めた林分の保育や間伐を適正に実施するとともに、皆伐更新を漸次推進することが重要となってきます。

現在、間伐材の多くが林内に放置されてしまう、いわゆる「切捨て間伐」で、数十年育てた木材を捨ててしまっているのが現状です。間伐材をはじめ木材は再生産が可能な資源であり、間伐した木材が公共施設はもとより、少しでも地域などで利用されるように働きかけるとともに、循環型社会の形成への貢献につなげていくことが重要です。

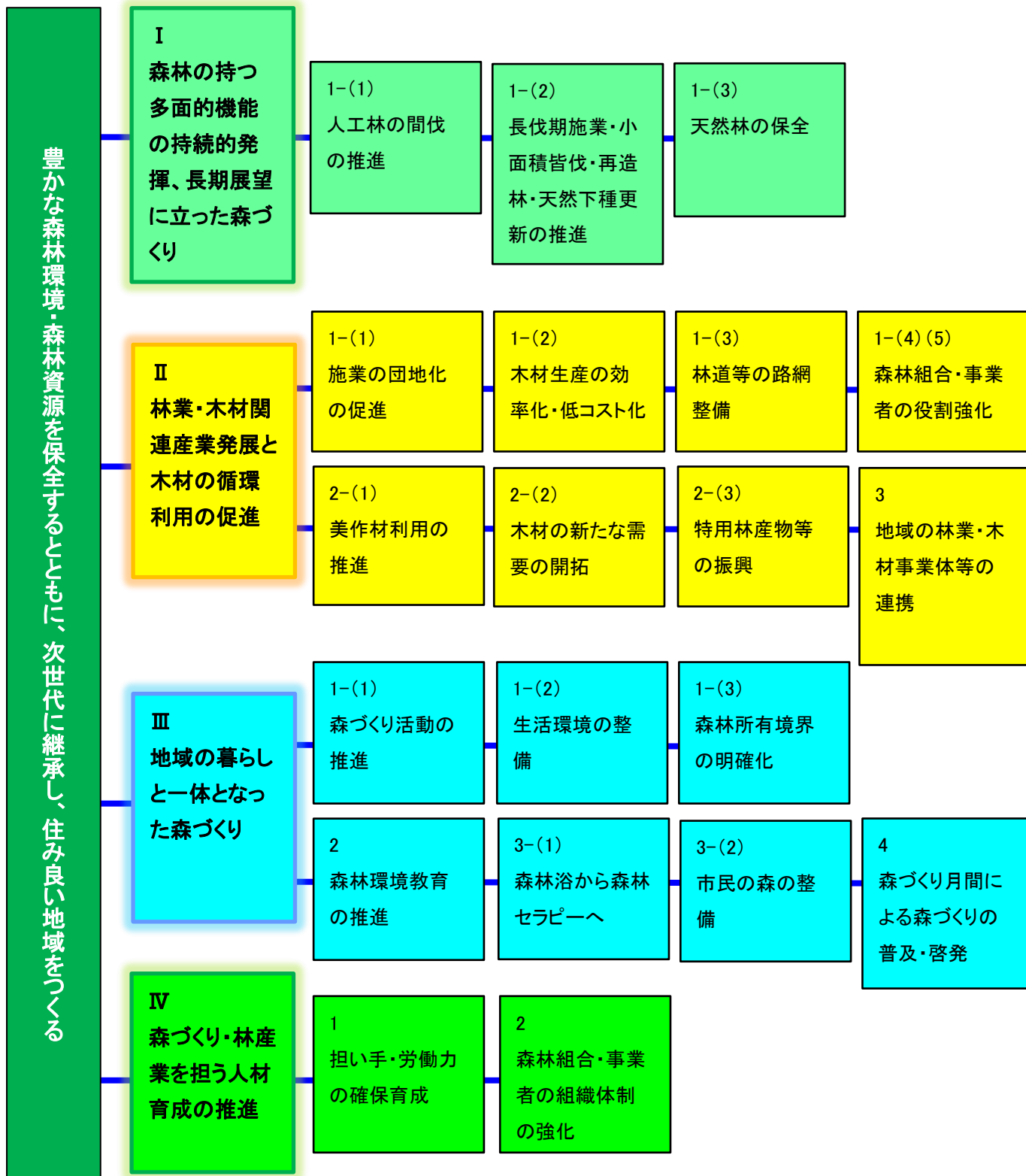
近年、瀬戸内海の手苔や牡蠣が海水中の養分不足から不漁が続き、上流ダムから緊急放流により生育が持ち直すなど森と海の関係も再認識されつつあり、森林に対する住民の意識や価値観が多様化し、水源の涵養、生活環境の保全、保健休養、地球温暖化防止等の公益的機能が要求されています。また、吉井川流域の治水、利水のためにも水源涵養機能の充実は特に必要とされています。

津山市は、源流域自治体として森づくりの役割があり、森林は県民共有の財産であるという理解のもと、市民、森林所有者等が一体となって、さらなる林業・木材産業の振興、森林整備等に取り組む姿勢が必要です。



津山市の森づくり条例で定めた基本理念に基づき、今後10年間の森づくりに関する施策を策定し、行政、市民、森林所有者などの関係者が一体となって計画を推進していきます。

計画期間 平成27年度 ～ 平成36年度





## I 森林の持つ多面的機能の持続的発揮と長期展望に立った森づくり

### 基本施策

森林は、木材の生産はもとより、国土の保全、水源の涵養及び地球温暖化の防止などの多面的機能を持続的に発揮するために、人工林では適度な間伐や再造林を繰り返す等の循環利用が重要です。このため、間伐施業の遅れた、いわゆる「手遅れ林分」の総合的な対策に取り組むとともに、地形的、経済的に不利な人工林については、針広混合林へ誘導していくなど、津山市森林整備計画に基づき地域の特性に応じた多様な森林づくりに取り組みます。

## 1 森林の適正な整備及び保全

### (1)人工林の間伐推進

・森林の多面的機能が発揮されるよう、間伐の必要な人工林の状況や森林所有者の意向の確認等を実施し、森林組合等と連携して優良木材生産のための適切な森林施業や持続的な林相に誘導させるなど、総合的かつ計画的に間伐等保育の実施を推進します。

また、市が実施している「搬出間伐促進事業」や岡山県が実施している「造林事業」「治山事業」「森林環境保全再生事業」「CO<sub>2</sub> 吸収源対策緊急間伐事業」等を有効に活用して間伐を推進します。

#### 現在

齢級	面積(ha)
3	94.24
4	234.65
5	426.93
6	868.48
7	2,034.13
8	1,577.05
計	5,235.48

#### 10年後

齢級	面積(ha)
3	217.09
4	310.95
5	94.24
6	234.65
7	426.93
8	868.48
計	2,152.34

津山市森林整備計画では間伐対象森林（3～8齢級）の育成期間に4回の間伐が計画されている。

$5,235\text{ha} \div 30\text{年} = \text{約 } 175\text{ha}$

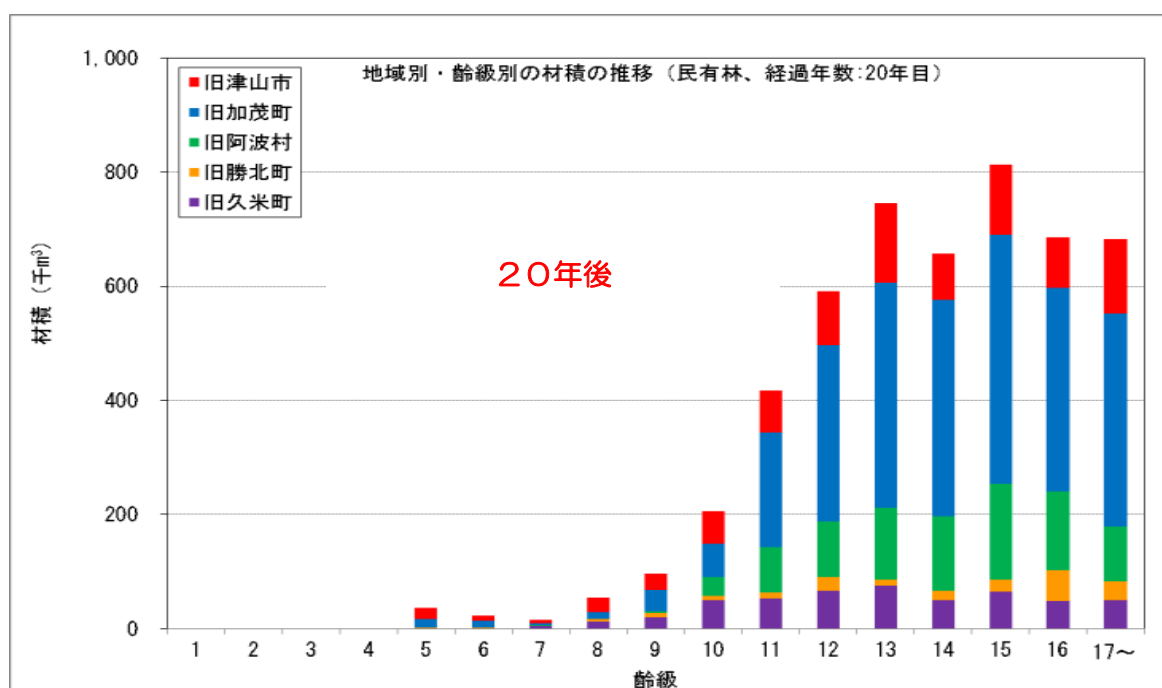
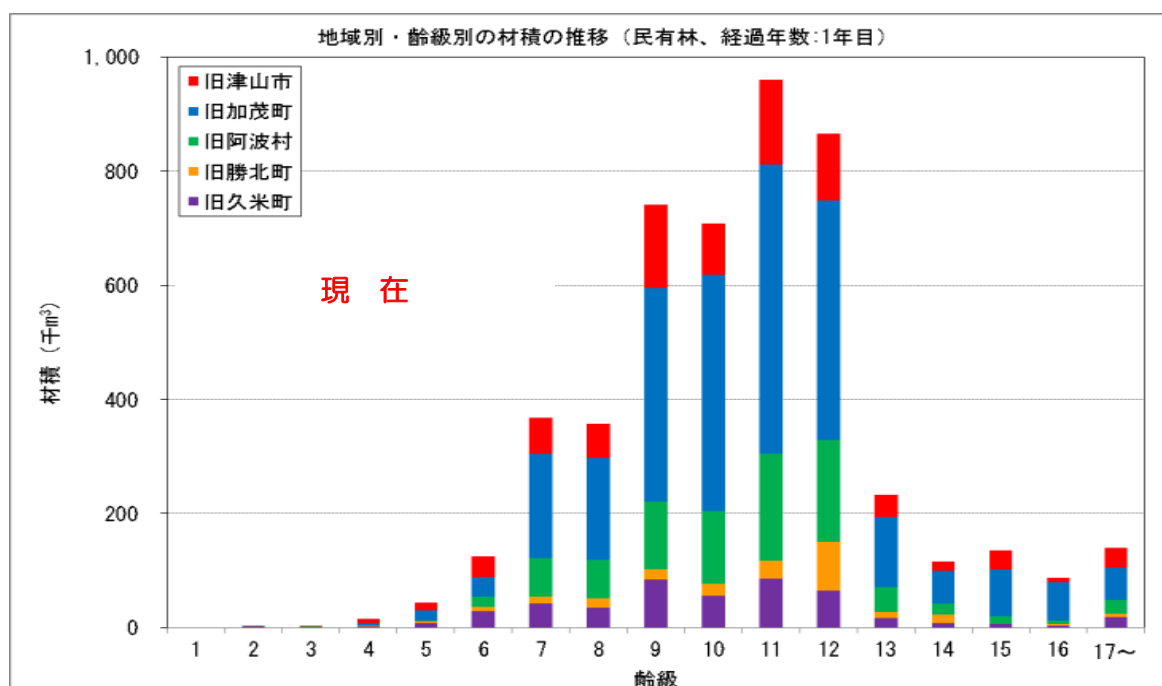
$175\text{ha} \times 4\text{回} = 700\text{ha/年}$ の間伐が必要となる。不在村地主等の問題も考慮し、630haを目標面積とする。その後要間伐森林は減少し、10年後には287ha/年と減少する。

・森林資源の有効的な利活用を図るために、搬出間伐を促進するとともに、間伐材の搬出にかかる経費を支援します。

・官行造林、県行造林、公社造林、研究所造林及び市行造林の各造林契約地施業については、双方と協議しながら、皆伐等を推進します。



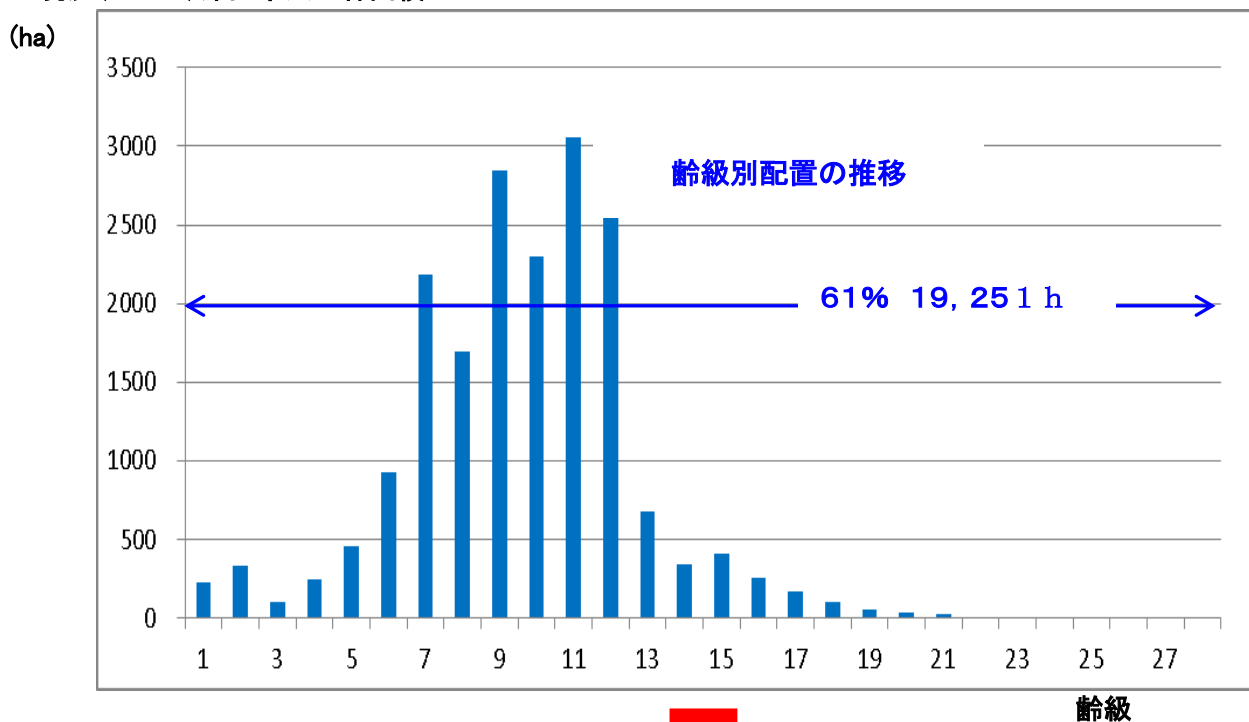
## (2)長伐期施業、小面積皆伐、再造林及び天然下種更新の推進



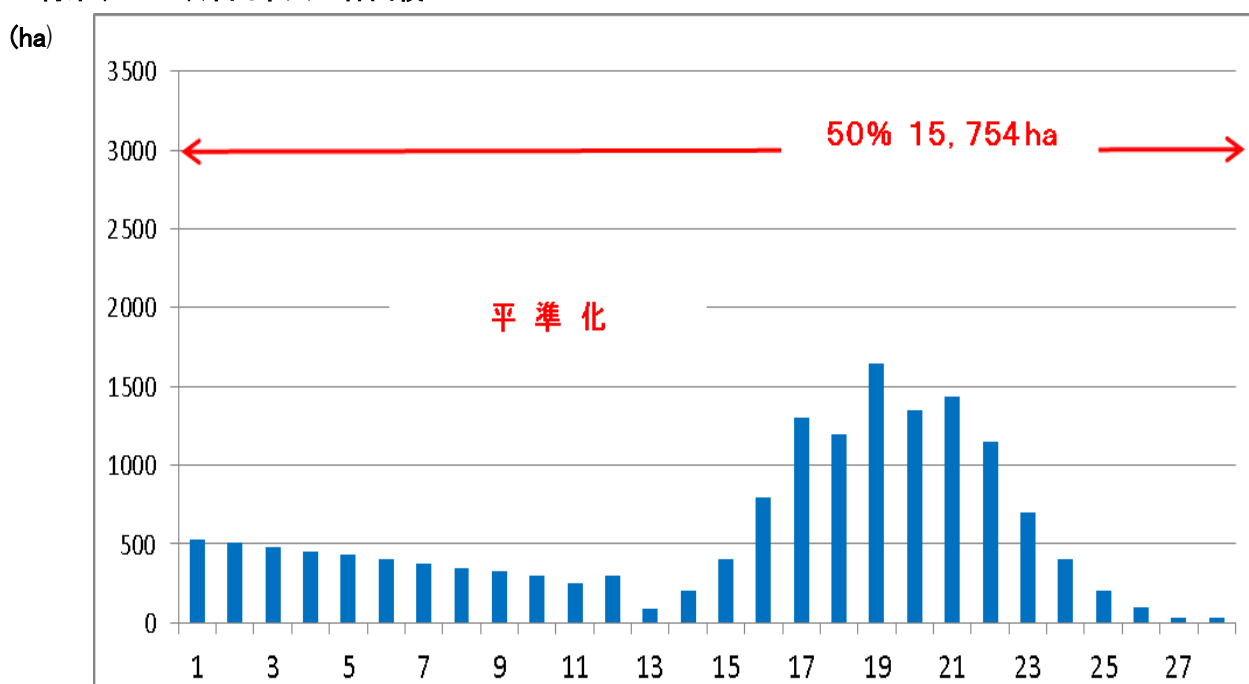
現在の間伐主体の施業を継続すると20年後には過齢林が多くを占め、柱材として販売に適している9～12年齢が減少し、森林経営はもとより建築用材の供給体制に悪影響を及ぼすようになります。また、二酸化炭素の吸収能力等も減少し、森林の持つ多面的機能が阻害される懸念があります。

現在の偏った人工林の齢級配置を次第に平準化するように誘導し、長伐期施業、小面積皆伐及び天然下種更新など多様な手法を導入して、再生林の推進により森林の持続的循環利用を目指します。

現況(2011)津山市人工林面積



将来(2065)津山市人工林面積



※将来の齢級配置は、2000年策定の21おかやま森林・林業ビジョンを基に作成したものです。

## ◆平準化及び人工林率50%を目指すには

## ◆ 長伐期施業

伐採林齢を一般的なものに比べ2倍程度の80～140年まで引き延ばす方法

## ◆ 小面積皆伐

主に一団地10ha未満を皆伐し再造林する方法

区分	現況	将来(50年後)
皆伐面積	10ha	170ha
再造林面積	13ha	100ha
搬出材積	3,300m <sup>3</sup>	56,100m <sup>3</sup>

※皆伐に伴う材積は、製材用材:250 m<sup>3</sup>/ha、バイオマス用材:80 m<sup>3</sup>/ha、合計約330 m<sup>3</sup>/haで計算

## ◆ 天然下種更新

自然の力を利用して林を仕立てること。林を仕立てようとする区域の中に落ちた種子が発芽して後継の森林を育成する方法

## ◆ 人工林の目標

人工林率	現況	平成36年(目標)	将来(50年後)
	61%	58%	50%

再造林に伴う苗木の確保を図り、樹種については、針葉樹であるヒノキを主体とし再造林を行います。そして、多面的機能が十分発揮できるよう有用な広葉樹（クヌギ、ケヤキ、ヤマザクラ等）を植栽し針広混合林や広葉樹林への造成を誘導します。

また、再造林への多様な支援やイノシシやシカ等の獣害対策も含めた低コストの造林を検討し人工林の循環利用に向けて取り組みます。

## ◆ J-クレジットを活用した再造林

認証されたクレジットの売却収益によって、花粉発生源対策として新品種の少花粉スギ等の植栽に係る支援に取り組みます。



少花粉スギ

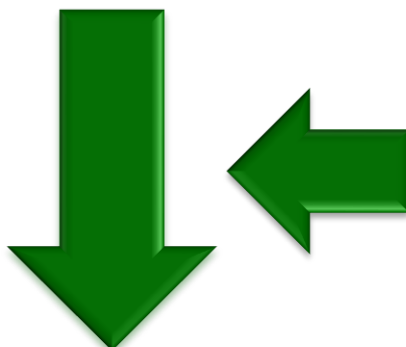
従来のスギ



搬出間伐の様子

更新方法

再造林（針葉樹林、針広混合林、広葉樹林）、天然下種更新



伐採方法

間伐、択伐、小面積皆伐

人工林を適正に管理することにより、再生産可能な循環資源である木材を持続的に生産し、循環利用が図られます。

(3)天然林の保全

・様々な樹木が入り交じる自然豊かな天然林は、多様な生態系の保全に繋がることから、自然遷移に委ねた森林管理を推進します。



## Ⅱ 林業・木材関連産業発展と木材の循環利用の促進

### 基本施策

都市計画の中で木材を可能な限り利用した街づくりを推進し、林業・木材産業の振興を図り、その木材が地域で利用されることで森林が整備され、市の活力も増進します。また、林業の生産基盤整備を推進するとともに、森林資源を有効に利活用できるよう木材の加工・流通及び消費体制の強化や木質バイオマスなどの有効利用を図ります。

### 1 生産体制

#### (1) 施業の団地化の促進

・間伐等の必要な森林や木材生産の森林をまとめ、森林所有者の合意を基に団地化し森林施業を一体化、効率的に実施していきます。

#### (2) 木材生産の効率化・低コスト化

・高性能林業機械（スイングヤーダ・グラップル・プロセッサ・フォワーダー等）の活用を推進し、木材生産の低コスト化を促進します。

平成25年 林業機械導入目標(台)					計	備考
スイングヤーダ	グラップル	プロセッサ	フォワーダ	ハーベスタ		
1	3	1	3	2	10	森林組合
0	32	6	19	0	57	民間・個人



スイングヤーダ



グラップル



プロセッサ



フォワーダ

- スイングヤーダ : 作業路までの搬出、列状間伐による効率作業
- グラップル : 山土場での選木、トラックへの積込
- プロセッサ : 枝切り・玉切り等の造材作業、用途・需要に応じた造材
- フォワーダ : 山土場までの搬出

## ◆ 林業機械による生産目標

区分	現況	平成36年度 まで(目標)	平成37年度 以降(目標)
高性能林業機械等による木材生産(間伐)面積(ha)	425ha/年	630ha/年	287ha/年
高性能林業機械等による木材生産(皆伐)面積(ha)	10ha/年	100ha/年	170ha/年
高性能林業機械等による木材生産量(m <sup>3</sup> )	28,800 m <sup>3</sup> /年	70,800 m <sup>3</sup> /年	73,320 m <sup>3</sup> /年

※面積については、造林事業、治山事業、加速化事業、CO2 事業の積上げ

※生産量(間伐)については、40年生で計算し、1ha:33%間伐で110 m<sup>3</sup>/ha平均、また、造材するため55%を乗じ、約60 m<sup>3</sup>/haとする。

※生産量(皆伐)については、製材用材:250 m<sup>3</sup>/ha、バイオマス用材:80 m<sup>3</sup>/ha、合計約330 m<sup>3</sup>/haで算出。

## ◆ 林業機械導入目標

平成36年 林業機械導入目標(台)					計	備考
スイングヤーダ	グラブ	プロセッサ	フォワーダー	ハーベスター		
1	5	3	5	3	17	森林組合
0	38	7	22	1	68	民間・個人

※高性能林業機械は、省力化や労働安全性の向上、労働力確保の面から今後の林業の中心となる機械として期待されています。

## (3) 林道等の路網整備

## ◆ 基幹林道の整備

・鳥取県智頭町と結ぶ基幹林道因美線については、県が主体となり平成30年の開通を目指して事業を推進します。



因美線開設状況(加茂町知和地内)

区分	平成25年度(現状)	平成30年度
路網整備(因美線)	8,824m	16,100m

### ◆ 林道整備

・全体では全国森林整備計画の目標値（H35年度：5.8km）は超えているが、今後木材搬出量の増大が見込まれるため、インフラ整備は必要であり改修・修繕等を含めて整備を図ります。

地区名	路線数	延長(Km)	森林面積(ha)	路網密度(m/ha)
加茂	74	89.4	14,223	6.29
阿波	24	54.5	3,958	13.77
津山	34	42.3	9,702	4.36
勝北	9	14.6	2,612	5.59
久米	13	18.1	4,921	3.68
計	154	218.9	35,416	6.18

### ◆ 森林作業道整備

・市及び森林組合が主体となって、森林施業の集約化に併せて間伐・小面積皆伐及び再造林を推進するために、既存の林道を軸に木材の搬出機能等を目的とした基幹となる森林作業路網整備を積極的に行います。

#### (4) 森林組合の役割強化

・経営基盤の安定を図りながら、施業の受委託体制の確立や集約化を図るために、森林所有者への指導相談を強化します。

・地域の森林管理の中核的な担い手として、役割を強化します。

・木材生産力向上のため、林産班の拡充を促進し、皆伐・間伐・造林及び保育等の事業の効率化を図ります。

#### (5) 事業者の役割強化

・施業を実施する事業者については、森林組合との連携を図り、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に支障を及ぼさないよう役割を強化します。



## 2 地域材を使った街づくり

### (1) 美作材の利用の推進

- ・都市計画の中で木材を利用した街づくりを推進します。
- ・津山市内の公共建築物等における県産材の利用促進に関する方針に基づき、市が整備する公共建築物は可能な限り木造・木質化を図ります。
- ・民間施設等における地域の木材利用の促進や、木材を使った加工品の利用及び製造・商品化等の推進と普及啓発を行います。
- ・国、県補助金に併せ市による有効な助成制度の拡充を図り、美作材のブランド強化のため、美作材を使用する住宅「みまさか木の家」の建築を奨励し、新たな販路の開拓を推進します。

### (2) 木材の新たな需要の開拓

- ・森林資源の高度な利活用は、循環型社会の構築にもつながり、地域の活性化、産業の振興、環境保全等の効果が期待されることから、木質バイオマス等の利用を促進します。

また、施業を実施する事業者については、森林組合との連携を図り、情報等を共有できる体制づくりを推進します。

- ・森林認証の取得など木材に付加価値を与えることで新たな需要の開拓を目指します。

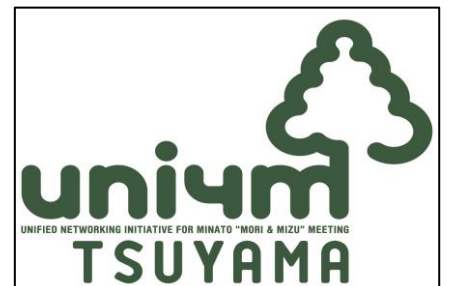
- ・海外への需要拡大を図るため、美作材輸出促進事業として海外市場調査等に取り組みます。



久米公民館(木造・木質化)



地域材利用新築住宅



港区協定木材ロゴ



韓国展示会

### (3) 特用林産物等の振興

- ・シイタケ等の特用林産物については、今後、原木の安定確保や更なる生産技術の高度化を進めるとともに、生産者と森林組合やJA等との連携を密にしながら生産の拡大を図ります。
- ・新たな林産物として、染料や漢方として利用されている「キハダ」「クロモジ」等の生産について関係団体と検討を行います。



キハダ



クロモジ



クロモジ楊枝

## 3 地域事業体の連携と流通体制の整備

### 地域の林業・木材事業者等の連携

- ・美作材の利用拡大を進めるため、森林組合、木材業者及び市場関係者等と連携し、木材生産流通体制の整備を図ります。
- ・消費者が求める品質・性能に優れた製材品の安定供給を図るため、JAS認定取得製材工場の増加を目指し、認定手続きに要する経費の一部を助成する制度の充実を図ります

区分	平成26年度(現状)	平成36年度(目標)
市内のJAS認定工場	6社	10社

※JAS製材品は、品質・規格を明らかにして出荷された製材品です。

この製品は、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」(JAS制度)に基づき、認定されたJAS工場で厳しい品質・規格管理を行い消費者の皆様提供されており、安心して利用できる商品です。

## Ⅲ 地域の暮らしと一体となった森づくり

### 基本施策

地域の活性化につながるよう、近隣市町村と連携を取りながら、地域の暮らしと一体となった森づくりを進めます。具体的には、地域の暮らしや文化を支える森づくりを進推するため、生活環境の整備や多様な森林空間を提供し森林学習等を推進します。また、森づくりの重要性を認識し、市民参加型・提案型の自然に配慮した森づくりを推進します。

### 1 地域の暮らしを支える森づくり

#### (1) 森づくり活動の推進

・市民が主体的に森づくりに参加できるような情報提供や、山元と消費者の地域交流を進めながら、一体となって森づくりを行う活動を推進します。

また、地域の豊かな暮らしを支えるため、森林所有者はもとより集落や地域が連携した森づくりを推進します。

#### (2) 生活環境の整備

・イノシシ、シカ等による農作物や一般生活への被害の未然防止のために、野生動物の隠れ家となっている荒廃した里山の整備を実施し、人と野生動物の棲み分けを図ります。

・地域、集落が主体となって、山地災害被害の未然防止等へつながるよう、山林内に放置された間伐材の搬出を推進します。

#### (3) 森林所有境界の明確化

・地域、集落が連携しながら地域の森林境界の明確化、森林整備の団地化を推進します。



### 2 森林学習の推進

#### 森林環境学習の推進

・森林の中での様々な体験活動等を通じて人々の生活や環境と森林との関係について学び、森林の持つ多面的機能や森林整備と木材利用の必要性等に対する理解と関心を深めます。



・NPO活動、企業のCSR活動（社会的責任に関する活動との連携）等、様々な分野との連携を図りながら、地域の森づくりを推進します。

・森林・林業教育に必要な人材の育成及び森林ボランティアの養成等を図り、森づくりに必要な人材育成を推進します。



### 3 森林レクリエーションの推進

#### (1) 森林浴から森林セラピーへ

・森の中にいると、爽やかな気持ちになったり、心が落ち着いたりする「森林浴」の効果において、地域の豊かな自然が心と身体の健康づくりにも役立つ「森林セラピー」の取組を推進していきます。

・豊かな自然環境を積極的に活用するため、市内の林野の中から美しい森林や山岳、溪谷、湖沼などの景勝地及び野外スポーツに適した森林空間等を「つやまレクリエーションの森」として、市民の保健・文化・教育的利用に広く提供していきます。

・氷ノ山後山那岐山国定公園、湯原奥津県立自然公園及び自然環境保全地域を利用し、隣接市町村と連携をとりながら、トレイルランニング・縦走ハイキングなど全国各地並び海外からも集客できるような健康とスポーツを兼ねた観光事業として森林空間の提供を図ります。



鬼の門三ツ岩



22世紀の森



トレイルランニング

#### (2) 市民の森の整備

・地域主体による「森づくりの目指す方向（将来像）」に応じた『市民の森認定制度』を創設し、岡山県の三大水系のひとつ吉井川水系の源流域でもある「市民の森」を次世代に継承するため地域で管理する体制をつくり、自然環境に配慮した整備に取り組みます。



奥津川ラビンの里



黒木キャンプ場

## 4 森づくり月間

### 森づくり月間による森づくりの普及・啓発

・10月を「津山市森づくり月間」とし、市内の事業者及び森林組合等と連携して、市内外の人々に対して森林の役割や地域の文化等を紹介するとともに、森づくりへの理解や森づくりへの積極的な参加を促します。

・広報誌やホームページなどを活用しながら、森づくりの普及や啓発に取り組みます。



森づくり基調講演会

## IV 森づくり・林産業を担う人材育成の推進

### 基本施策

吉井川流域の重要な水源地となる森林を守り育て、次世代へ継承するためには、森林の中核的な担い手となる森林組合・事業者の組織の強化や森林所有者等の森づくりに対する意識の高揚が必要であり、森づくりを支援する人材の確保や育成を図ります。

### 1 担い手労働力の育成確保

#### 担い手労働力の確保育成

・森林組合、各関係団体及び岡山県と連携をとりながら就林業相談や林業の担い手の新規雇用を図ります。また、定住推進室の実施するU・J・Iターン相談を活用しながら受け皿にもなれるよう取り組みます。

・木材需要拡大や木の文化を支える多様な人材育成の支援を行います。

・経験豊かな林業者の技能等の伝承を図ります。

### 2 組織体制の強化

#### 森林組合・事業者の組織体制の強化

・森林管理の中核的な担い手としての役割が果たせるように、森林組合・事業者の組織体制の強化や人材育成に対し支援を行います。



林業に就きたい方へ！ 20日間程度の講習



森林の仕事への就業に備える  
林業就業支援講習

## ■第4章 計画の推進に向けて

### I 推進体制(別紙1)

- ・森林を取り巻く社会情勢の大きな変化が予想されることから、基本計画の適切な推進を図るため、計画、実施、評価、反映による計画の進行管理を行います。
- ・目標の達成度や事業の進行方向等を点検し、事業の効果や施策の方向性について「津山市森づくり委員会」において評価します。
- ・評価の結果や年度毎の実績を踏まえながら、社会情勢や国・県の施策の動向等の時代の変化にも対応できるよう、必要に応じて森づくり基本計画の見直しを行います。
- ・森づくり事業においては、国庫補助金、県補助金の有効活用を行うとともに、市単独財源の補てんと市民の森づくりに対する思想を高めるため、(仮称)「つやま森づくり基金等」の導入に向けて検討を行います。

### II 情報の発信

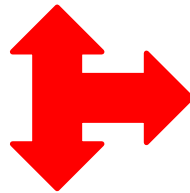
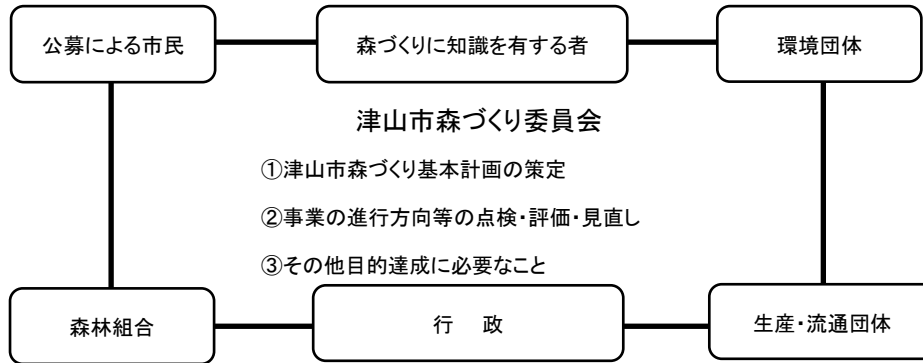
- ・各種施策を周知するため機関誌の発行を行います。
- ・森づくり基本計画の取組状況等をまとめて、ホームページなどで情報の発信を行います。

#### 【参照資料】

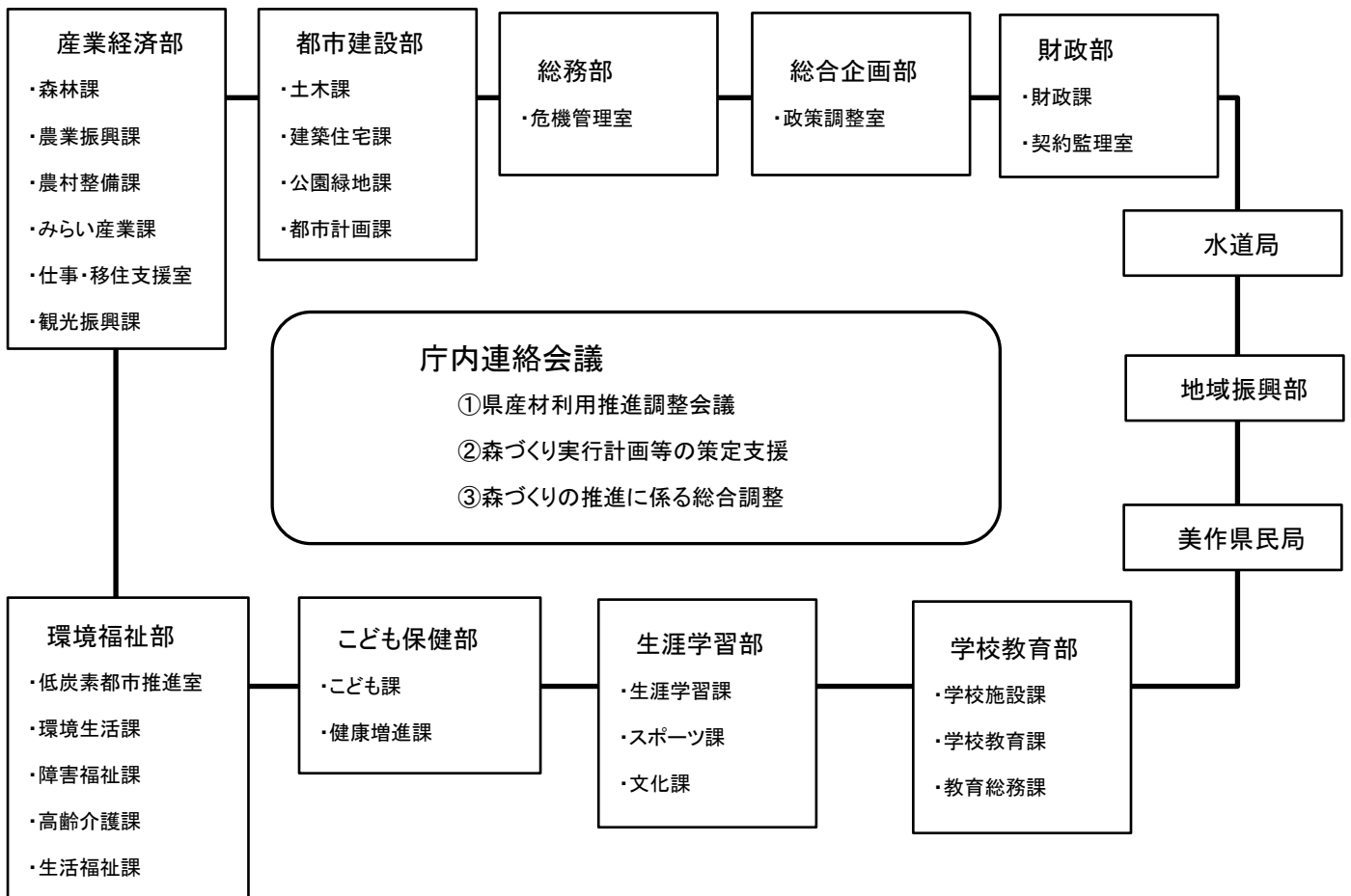
- ・平成 25 年岡山県森林・林業統計
- ・平成 25 年岡山農林水産統計年報
- ・H24 木材需要の動向
- ・農林水産省大臣官房統計部「木材価格」

## 別紙1

## 「津山市森づくり基本計画」の推進体制



## 「つやま森づくり基金等」の導入に向けて検討



## ○津山市森づくり条例

平成24年9月25日

津山市条例第37号

## 目次

## 前文

## 第1章 総則(第1条～第9条)

## 第2章 森づくりを推進するための基本的事項(第10条～第15条)

## 第3章 森づくり委員会(第16条～第19条)

## 第4章 雑則(第20条)

## 付則

津山市の森林は、私たちの命の源である清らかな水を貯え、大気を浄化し、自然災害から市民を守り、多様な生態系を支えるなど、私たちの暮らしにかけがえのない基盤であり、市民共有の財産である。

また、地球温暖化等の様々な環境問題に対する意識の高まりなどの中で、森林が担う重要な役割が再認識されてきている。

しかし、その一方で、津山市の森林は、山間地域の過疎化、高齢化等の進行や、林産物の供給などを通じて森林を支えてきた林業及び木材関連産業の低迷などにより、放置され、荒廃が進むなどの事態が生じてきている。

このような中で、私たちは、森からの恵みや森の働きを再認識するとともに、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を重視した新たな森づくりの展開を図る必要がある。

こうしたことから、私たちは、長期的な展望に立った適切な役割分担と協働による新たな森づくりに取り組んでいくとともに、豊かな緑に恵まれた郷土を次の世代に引き継いでいくことを決意し、津山市森づくり条例を制定する。

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、森づくりについて基本理念を定め、市の責務並びに森林組合、森林所有者、市民等及び事業者の役割を明らかにするとともに、森づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の豊かな森林の保全及び創造に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林 市内に存する森林法(昭和26年法律第249号)第2条第1項に規定する森林をいう。
- (2) 多面的機能 土砂流出及び山地崩壊の防止、水資源の貯留等の水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、保健休養、木材その他の林産物の生産及び供給その他森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森づくり 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り育てるとともに活用することをいう。
- (4) 森林組合 市内に所在する森林組合法(昭和53年法律第36号)に規定する組合をいう。
- (5) 森林所有者 森林の土地を所有する者又は森林の土地にある木竹を所有し、若しくは育成することができる者(国、県その他これらが設立した法人を除く。)をいう。
- (6) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。



(7) 事業者 市内において、森林の施業並びに木材その他の林産物の生産、加工及び流通の事業を行う者をいう。

(8) 美作材 美作地域で製材又は加工された木材をいう。

(基本理念)

第3条 森づくりは、森林が市民共有の財産であることを認識し、将来にわたって森林のもたらす恵みを享受することができるよう、長期的な展望を持ち、地域の特性に応じて推進しなければならない。

2 森づくりは、森林の有する多面的機能についての理解を深め、市、森林組合、森林所有者、市民等及び事業者の適切な役割分担並びに相互の連携及び協力のもとに、継続して推進しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、森づくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

(森林組合の役割)

第5条 森林組合は、基本理念にのっとり、森林管理の中核的な担い手として、木材その他の林産物の生産、供給等を通じて森づくりに積極的に取組むよう努めるものとする。

(森林所有者の役割)

第6条 森林所有者は、基本理念にのっとり、森づくりの重要性を深く認識し、自ら所有し、又は育成する森林について、適正な整備及び保全を推進し、森林の有する多面的機能が十分発揮されるよう努めるものとする。

(市民等の役割)

第7条 市民等は、基本理念にのっとり、森づくりの重要性を認識し、森づくりに関する活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業の実施に当たっては、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に支障を及ぼさないよう配慮するものとする。

(市の施策への協力)

第9条 森林組合、森林所有者、市民等及び事業者は、市が実施する森づくりに関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 森づくりを推進するための基本的事項

(基本計画)

第10条 市長は、森づくりを総合的かつ計画的に推進するため、津山市森づくり基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 森づくりに関する目標及び基本方針

(2) 森づくりに関する施策の基本となる事項

(3) 森づくりを推進するための体制の整備に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、森づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(森林の適正な整備及び保全)

第11条 市は、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、森林の適正な整備及び保全を図るため必要な措置を講ずるものとする。

(林業及び木材関連産業の発展)

第12条 市は、森林の整備及び活用を促進するため、森林施業の効率化、林業及び木材関連産業の経営基盤の強化その他必要な施策を実施するものとする。

(美作材の需要拡大)

第13条 市は、美作材の需要拡大を図るため、美作材に関する情報の提供、公共事業における利用の推進等必要な措置を講ずるものとする。

(協働による森づくり)

第14条 市は、市民等との協働による森づくりを推進するため、市民等に対する森づくりに関する活動の場の提供、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(森林環境教育の推進)

第15条 市は、市民等が森づくりについて理解及び関心を深めることができるよう、森林環境教育の推進を図るものとする。

### 第3章 森づくり委員会

(設置及び所掌事務)

第16条 森づくりを推進するため、津山市森づくり委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、基本計画の策定に関し、市長の諮問に応じて審議し、その結果を市長に答申するとともに、森づくりに関する事項の調査、審議及び助言を行う。

(組織)

第17条 委員会は、委員10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係機関の代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第18条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を防げない。

(運営)

第19条 前3条に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 第4章 雑則

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

津山市森づくり委員会規則を次のように定める。

津山市長 宮 地 昭 範

### 津山市森づくり委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、津山市森づくり条例(平成24年津山市条例第37号。以下「条例」という。)第19条の規定に基づき、津山市森づくり委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第4条 委員会は、その所掌事務に係る専門的事項を調査審議するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置き、当該専門部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4 部会長は、部務を掌理し、専門部会における調査審議の状況及びその結果を委員会に報告する。

5 前条の規定は、専門部会の会議及び議事について準用する。この場合において、「委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、産業経済部森林課において処理する。

(その他)

第6条 条例及びこの規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 津山市森づくり委員会名簿

氏名	性別	役職	備考
川端 啓二	男	森づくりに知識を有する者	委員長
中西 恵	男	木の国美作推進協議会 事務局長	副委員長
藤長 恭常	男	津山地区木材組合 常務理事	
木下 恒久	男	(株)津山総合木材 代表取締役	
芦田 國廣	男	岡山みまさかの木で家を作る会 会長	
水島 剛夫	男	加茂町林業研究会 会長	
西本 健三	男	津山市森林組合 組合長	

任期 平成25年2月27日から平成26年1月31日

氏名	性別	役職	備考
川端 啓二	男	森づくりに知識を有する者	委員長
中西 恵	男	木の国美作推進協議会 事務局長	副委員長
藤長 恭常	男	津山地区木材組合 常務理事	
木下 恒久	男	(株)津山総合木材 代表取締役	
藤井 真智子	女	岡山県森林管理署津山森林事務所 森林官	
水島 剛夫	男	加茂町林業研究会 会長	
福田 直樹	男	津山市森林組合 参事	
香山 節夫	男	NPO法人「倭文の郷」	

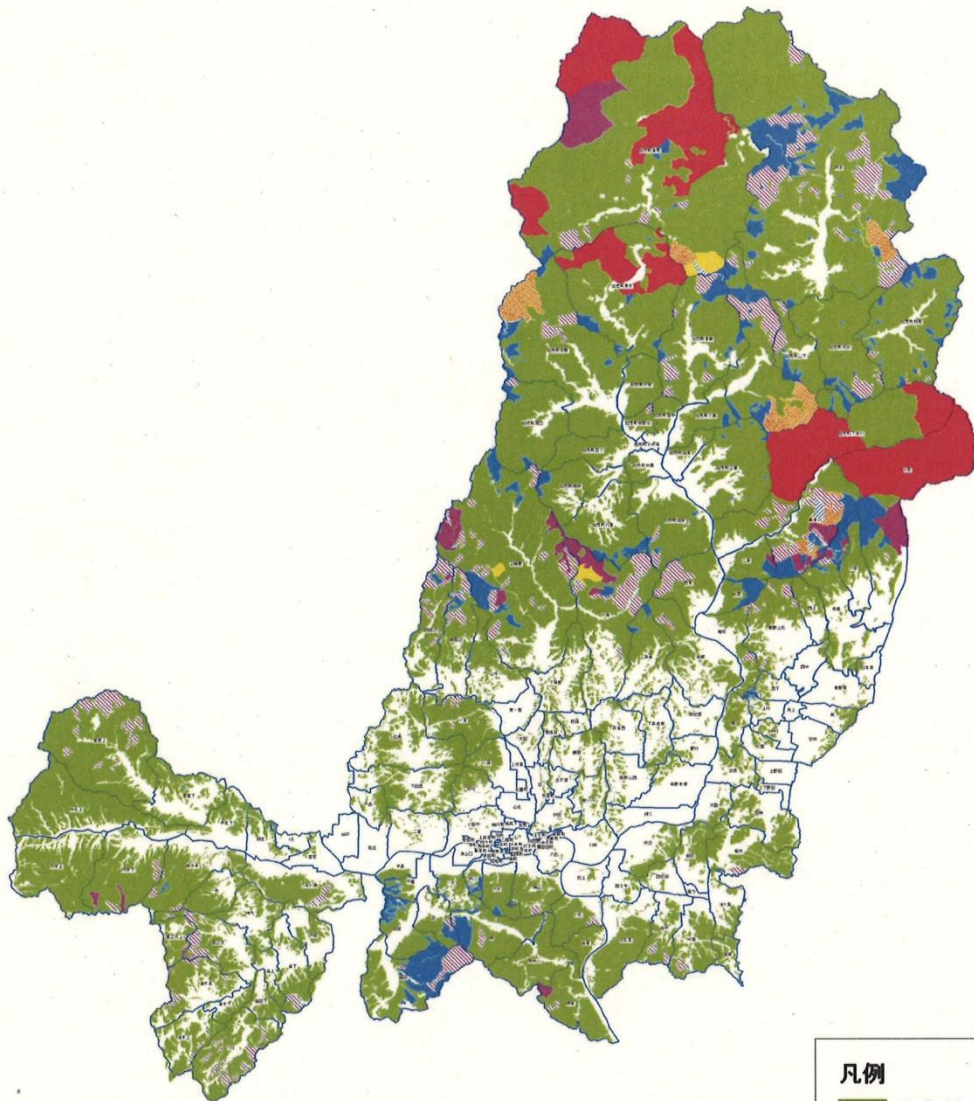
任期 平成26年9月1日から平成28年3月31日





1:50,000

### 森林所有形態別位置図

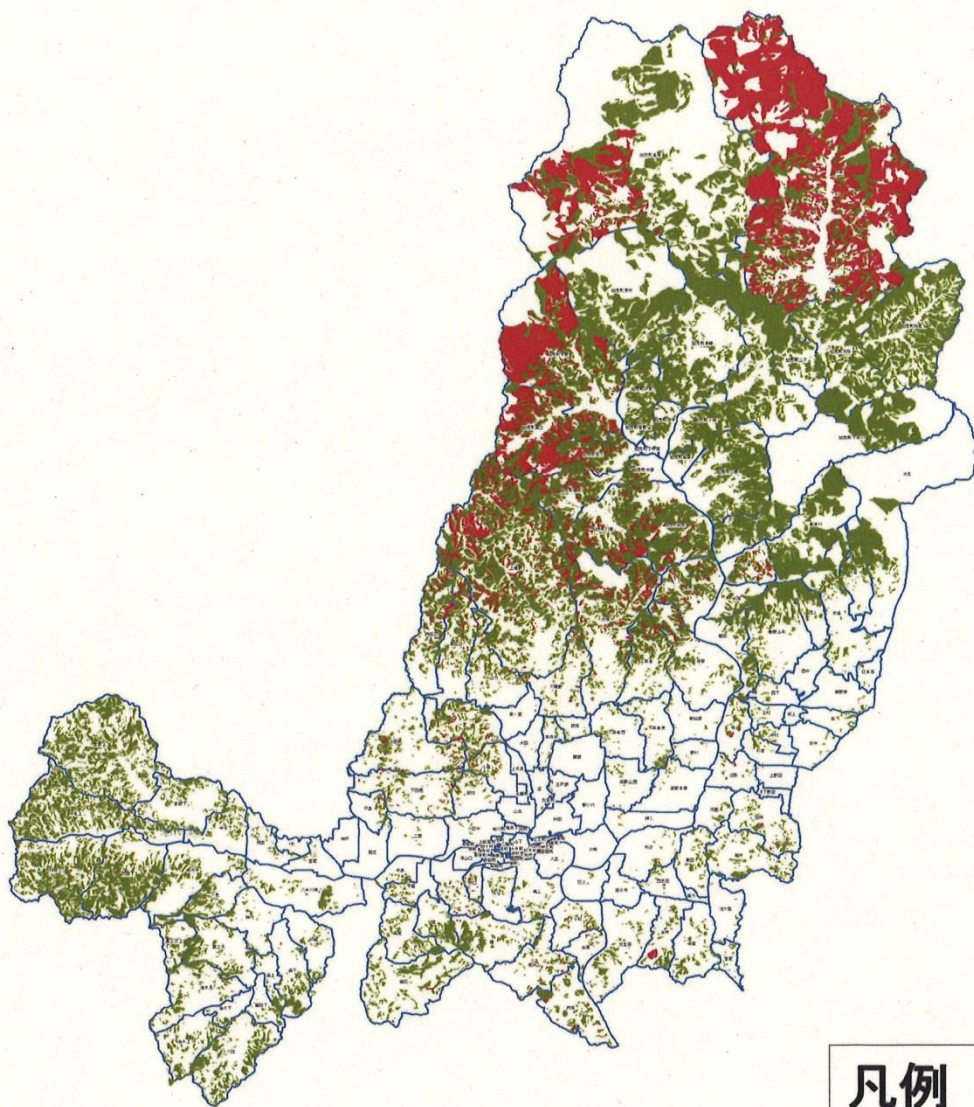


- 凡例**
- 私有林
  - 市有林
  - 公社造林
  - 国有林
  - 官行造林地
  - 県有林
  - 公団造林地
  - 機構造林地





1:50,000

# スギ・ヒノキ分布図



## 凡例

-  スギ
-  ヒノキ